平成２５年（フ）第１０１号
金沢市粟崎町２丁目293番地１
債務者　株式会社エーティーエス
代表者代表取締役　今川　孝之
１　決定年月日時　平成25年４月３日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　池田　香織
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月３日午前10時30分
金沢地方裁判所

平成２５年（フ）第４２１号
名古屋市名東区本郷３丁目164番地
債務者　有限会社東名産業
代表者代表取締役　村田　美鈴
１　決定年月日時　平成25年４月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　福井　秀剛
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月３日午後１時50分
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第８５号
愛知県一宮市瀬部字兜27番地３
債務者　有限会社ジョイライフ
代表者代表取締役　大岩　重久
１　決定年月日時　平成25年４月３日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　武川　真弓
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月５日午前10時15分
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２５年（フ）第５６１号
札幌市中央区南１条西16丁目１―323
債務者　株式会社ＧＰバイオサイエンス
代表者代表取締役　高畠　末明
１　決定年月日時　平成25年４月２日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　村上　英治
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月16日午後２時
札幌地方裁判所民事第４部

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２５年（フ）第６２号
福井県坂井市丸岡町一本田福所第10号７番地
債務者　中野　眞弓
１　決定年月日時　平成25年４月３日午前９時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　和田　晋一
４　破産債権の届出期間　平成25年５月２日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年６月25日午後２時
６　免責意見申述期間　平成25年６月11日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第５７０号
北海道千歳市文京１丁目６番地の５　Ｗｉｎｇ２―416号
債務者　佐藤　琢哉
１　決定年月日時　平成25年４月２日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　綱森　史泰
４　破産債権の届出期間　平成25年５月10日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年６月20日午後２時30分
６　免責意見申述期間　平成25年６月13日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１８８号
千葉市若葉区桜木７丁目５番71号　桜木第２コーポ105号
債務者　大西　文枝
１　決定年月日時　平成25年３月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　田部井宏明
４　破産債権の届出期間　平成25年４月30日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年６月25日午前11時10分
６　免責意見申述期間　平成25年６月18日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第２１３号
千葉県八千代市八千代台西10丁目28番12号
レオパレス八千代台第14―103号
債務者　清宮　富雄
１　決定年月日時　平成25年３月29日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　市川　怜美
４　破産債権の届出期間　平成25年４月30日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年６月25日午前11時30分
６　免責意見申述期間　平成25年６月18日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第４２２号
名古屋市名東区本郷３丁目164番地　グローリアス本郷101号
債務者　村田　美鈴
１　決定年月日時　平成25年４月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　福井　秀剛
４　破産債権の届出期間　平成25年５月２日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月３日午後１時50分
６　免責意見申述期間　平成25年６月19日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１３号
大分県杵築市大田沓掛1893番地１
債務者　酒井　孝典
１　決定年月日時　平成25年４月３日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　清源　了胤
４　破産債権の届出期間　平成25年５月24日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年６月24日午後２時
６　免責意見申述期間　平成25年６月24日まで
大分地方裁判所中津支部破産再生係

平成２５年（フ）第１４号
大分県杵築市大田沓掛1893番地１
債務者　酒井　洋子
１　決定年月日時　平成25年４月３日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　清源　了胤
４　破産債権の届出期間　平成25年５月24日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年６月24日午後２時15分
６　免責意見申述期間　平成25年６月24日まで
大分地方裁判所中津支部破産再生係

平成２５年（フ）第１６２号
愛知県大府市長根町５丁目16番地の１　グローリアス大府長根町1105
債務者　大泉　英高
１　決定年月日時　平成25年４月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　木村　斉
４　破産債権の届出期間　平成25年５月２日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月10日午前10時
６　免責意見申述期間　平成25年６月26日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第４６８号
神奈川県大和市中央林間４丁目10番14―603号
債務者　小倉　充雄
１　決定年月日時　平成25年４月２日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　金子　晋也
４　破産債権の届出期間　平成25年５月２日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年６月３日午前10時40分
６　免責意見申述期間　平成25年５月31日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２５０号
東京都東村山市栄町３丁目17番地34レヴィール久米川栄町102
債務者　松林　彰
１　決定年月日時　平成25年４月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　一藤　剛志
４　破産債権の届出期間　平成25年５月７日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年６月18日午前11時30分
６　免責意見申述期間　平成25年６月18日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第１２５号
静岡県浜松市中区北寺島町492番地の３　駅南団地２―501
債務者　山本　武史
１　決定年月日時　平成25年４月３日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　中島　直美
４　破産債権の届出期間　平成25年５月10日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年６月18日午後２時
６　免責意見申述期間　平成25年６月18日まで
静岡地方裁判所浜松支部破産係